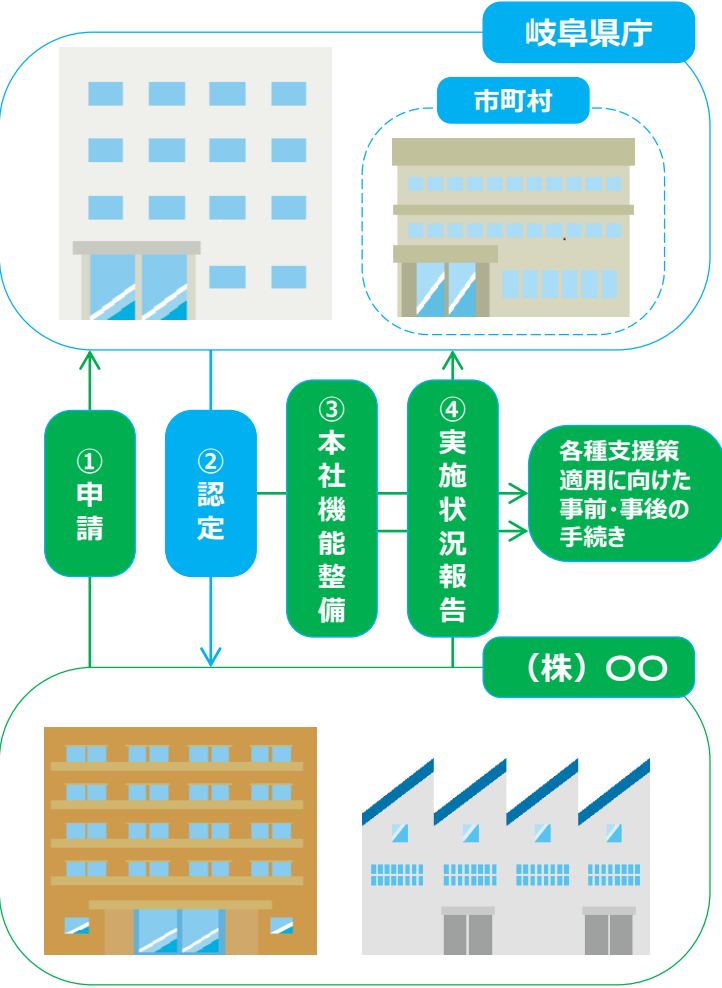


地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請・認定（手続き）

計画の申請・認定の流れ



- ①風俗営業等を行う事業者は、申請することができません。
- ②認定不可の場合、その旨と理由を申請者に通知します。
- ④実施状況報告は、各事業年度終了後1月以内に行うことが必要です。
- 認定事業者が本社機能を有する施設（特定業務施設）の整備を実施していないと認められる場合は、認定を取り消すことがあります。

計画の主な記載内容

1 整備内容	特定業務施設の種別	事務所、研究所、研修所を記載
	特定業務施設の整備場所	所在地を記載
	特定業務施設の取得形態	購入、新築、増築、賃貸、用途変更を記載
	特定業務施設の明細	土地、建物、附属設備、構築物、機械装置の数量等を記載 特定業務施設に係る部分を特定すること
2 整備の実施時期	事業期間	認定日から5年間以内（地域再生計画の終期まで）で記載
3 特定業務施設での業務		土地取得、工事着工、完成、事業供用開始の時期を記載
4 特定業務施設の従業員		具体的な業務内容、整備事業実施前後の組織体制を記載
5 整備に必要な資金		特定業務施設で増加する従業員数を記載 新規雇用数、転勤者数、その職種を記載
		必要な資金の額、その調達方法を記載

計画の添付書類

1 定款・登記事項証明書	
2 直近の貸借対照表、損益計算書、財産目録、これらに準ずるもの	申請日の属する事業年度に事業を開始した事業者は、事業開始時点での財産目録等で可
3 常時雇用する従業員数を証する書類	賃金台帳、雇用者名簿等
4 建物図面（平面図、立面図、外観イメージが分かる図面）	
5 その他参考書類	

計画の主な認定要件

- 認定地域再生計画に適合するものであること**
 - (1)整備事業が地方活力向上地域内で行われること
 - (2)整備される施設が本社機能を有する施設（特定業務施設）であること
 - (3)事業内容が地方全体の雇用拡大に寄与していること
 - (4)事業期間が整備計画認定日から5年以内であること(事業の終期が令和9年3月を超えるものでないこと)
- 本社機能を有する施設（特定業務施設）での従業員に関する要件に適合するものであること**
 - (1)常時雇用される従業員数が5人以上（中小企業者：1人以上）であること
 - (2)増加させる従業員数が5人以上（中小企業者：1人以上）であること
 - 移転型事業の場合は、増加させる従業員数の過半数が東京23区にある事業所からの転勤者であること、又は東京23区からの転勤者数が初年度で過半数かつ計画期間中では1/4以上であること
 - 中小企業者は、中小企業等経営強化法におけるもの
- 整備事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること**

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 企業誘致課 企業誘致係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL. 058-272-8371（直通）

FAX. 058-278-2659